

# 会報

第 126 号

◇エッセイ

「心」を置き去りの日本 安永武一郎福岡教育大学長

■諸会議事要録

第 2 常置委員会

第 3 常置委員会

第 6 常置委員会

医学教育に関する特別委員会

教員養成制度特別委員会

大学院問題特別委員会

学術情報特別委員会

入試改善特別委員会

■要望書

学生に対する国民年金の適用について（要望）

人事院勧告の取り扱いに関する要望書

## 国立大学協会

平成元年 11 月

# 会報

平成元年11月 第126号

第39卷第4号通巻第126号

平成元年11月号

国立大学協会

●エッセイ

- 「心」を置き去りの日本 福岡教育大学長 安永武一郎…………… 5

【事業報告】

●諸会議議事要録（平成元年7月～9月）

第2 常置委員会（9.25）…………… 11

平成2年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領（案）について  
 報告事項（教員委員の補充について／身体に障害を有する入学志願者との事前協議について／「平成2年度国立大学入学者選抜における留意事項」について／「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る協議事項について／関連委員会等の動向について／文部省からの報告／大学入試センターからの報告）  
 私費外国人留学生の入学者選抜について  
 帰国子女の推薦入学について

第3 常置委員会（9.8）…………… 15

「国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査」の今後の取り扱いについて  
 学生の国民年金加入問題について  
 教員委員の後任候補者について  
 就職問題について

第6 常置委員会（9.26）…………… 18

大学財政基盤強化等の問題について  
 授業料等の問題について  
 委員の補充について

医学教育に関する特別委員会（7.10）…………… 20

卒後臨床研修カリキュラムについて（前回以降の医学教育に関する動向について／筑波大学及び佐賀医科大学の卒後臨床カリキュラムについて／初期臨床研修カリキュラムについて／後期臨床研修カリキュラムについて／中間報告の取りまとめについて）  
 委員長の交代について

大学院問題特別委員会 (8.1) .....	22
委員長の交代について	
専門委員の交代等について	
今後の大学院の在り方について	
学術情報特別委員会 (9.1) .....	23
複写権に関する問題について	
(第69回) 入試改善特別委員会 (7.21) .....	26
国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領等(案)の作成について	
委員の補充について	
(第70回) 入試改善特別委員会 (9.29) .....	28
国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領, 実施細目等の最終案	
の作成について	
大学入試センター試験について	
諸 会 合 (平成元年7月～9月末までの開催会議) .....	30
<b>【要 望 書】</b>	
学生に対する国民年金の適用について (要望) .....	31
人事院勧告の取り扱いに関する要望書 .....	31
<b>【そ の 他】</b>	
学長等の異動 .....	33
	編集後記

# 「心」を置き去りの日本

福岡教育大学長 安永武一郎

Essay

私は三年前、中国の辽宁師範大学（大連市）と姉妹校締結の調印式に、国際交流委員長を伴って出向いた。大きな大学である。「熱烈歓迎」の横断幕が随所にあり、大きな会議室で歓迎会の儀式があった。学長以下十数名の代表教授団参加の儀式である。

その時の二、三名の教授の挨拶の殆んどが、「日本は科学技術も経済も生活も素晴らしい成長をした。どうか日本の力で我々大学の成長を援助して欲しい……」という意味の挨拶である。私は答礼の言葉でこう言った。

「お言葉のように日本は素晴らしい国になったが、その原因は、昔の中国の教育に於ける理念、思想を日本が模範として教育したし、又模倣もした。私が子供の頃は学校で孟子、孔子を教わり、論語など教科書にも多く見られた。当時貧しかった日本が、学校教育の場に於て、将来の日本を背負う子供達に「逆境を征服しよう」という意欲を燃えさせた、つまりハングリー精神を植えつける教育をした。それが戦後の日本の混乱、物資不足、生活の苦勞等を克服する原因となって今日の隆盛がある。日本人のその心の原点となったのは中国の教育思想である。私達は今、そのお礼を中国にせねばならない……」という意味の挨拶をした

---

ら、中国の老教授達は日本語が分る為に、オーッと立ち上って拍手、通訳が終ってから立ち上って拍手する若い教授達と、いつも二回の拍手であった。経済的に豊かでない中国は、経済成長を目指しているものの、同時に学校教育では心の教育を重視している現実、三、四十年以前の貧しかった頃の日本と同じである。だが今の日本の社会、そして価値観は、どうなっているのだろうか。

### 非行に走る青少年達

現在の大部分の子供達は「歌を忘れたカナリヤ」。歌どころではない、塾へせさせと通わされている。たまに歌う時は、俗悪で利根的なコマーシャルソング。家庭での母親達も殆んどが、説教はするが子供達との間に温かい会話もなく一緒に歌う事もない。なのに母親達はグループで宴会をやる時、大声張り上げてカラオケに夢中になる。加えて電化製品の生活の中で、時間的ゆとりを、自己向上の為に使う者は少なく、快楽を求める事に費やし家庭を留守にする母親が多い。又、父親も経済成長の一翼を担わされて、勤務時間は長い上に帰りには友人との付き合いで帰宅が遅く、家庭内での温かい会話は殆んど無い状態が続く。こんな環境と雰囲気の中で子供達はどう育っていくのだろうか。生まれてから小学校中学年位までに子供達に必要な事は、経済でも知識でもない。必要なのは、温かい心、親子の情、そして躰である。この必要条件は、現代に生きる子供もギリシャ時代の子供も変らない筈なのに、現在の日本ではその重要な基本問題を無視した家庭が多すぎる。そこに育つ子供達はどう生きていくのか言を要しない。非行に走り、盗みをし、登校せずに本能のままに動く。何故こうなったのだろうか。

---

今、世界は特に先進国は科学技術の進歩を求めて血まなこになっているし、生産第一主義で走り続けている。従って科学技術つまり物質文明と精神文化とが大きなアンバランスになっている。一口で言えば、科学技術の進歩によって経済成長をもたらせ、その結果、物が豊かになり暖衣飽食をむさぼり、それに慣れて現実生活の快楽を追い求め、夢もロマンも必要でない、日本の現在は「経済的胃拡張」と言うべき状態である。

科学技術の進歩も、経済成長も、物資の豊富な事も、すべて大変素晴らしい事で、益々進展する事を多くの人々は望んでいると思うが、日本人全体が急に「成金」になったと同じく、その利用法、消費の仕方が未だ身についていない感がある。

#### 心を大切にせる教育

人間教育という言葉がこの十数年来声高に叫ばれているが、実はこの言葉は教育制度が発足した昔から、学校教育の重要な目標とされ、長い年月の間、口に出さずとも当然の事として受けとめられて学校教育に定着していたものである。

だが戦後、急旋回を求められた民主化教育（実は本来的には当然の事だが）を取り違えて方向を見失う事があったり、経済成長から派生する多くの問題点を背景にした家庭内の躰の不徹底、教育現場の荒廃が大きな社会問題となり、青少年の自殺者の多発に至って、国としても遂に教育改革に着手せざるを得なくなった現状に対し、識者、教育学者達から「人間教育」の声が改めて高く叫ばれている昨今である。そしてこの目的を達成する為に以前から「情操教育」なる目標をかかげ、その遂行に

---

ふさわしい教科として音楽、美術をあげるのが学校教育のパターンであった。

### 音楽を重視した歴史上の人物

今から二百数十年前、ドイツのプロイセンの王であるフリードリッヒ大王は、フルート（笛）の名手として知られ、自ら楽団を作り多くの貴族達を招いて、しばしば演奏会を開いている。中世紀にはグレゴリー法王も、グレゴリアンチャント（聖歌）を自ら作曲し、その作品は今もなお教会音楽に燦然と輝やいている。また、作曲家としてもピアニストとしても世界的に著名であったパデレフスキーは、ポーランド共和国成立とともに初代大統領に選出されている。或いはアフリカの聖者と呼ばれ、日本にも「シュヴァイツァー友の会」という組織をもつほどに慕われたシュヴァイツァー博士は、医者としてもノーベル平和賞受賞者としても有名だが、パイプオルガンの名手として（特にバッハの作品）これもまた世界的に著名である。（私事で恐縮だが、シュヴァイツァー博士の孫娘、クリスチューヌ・エッケルトは、ピアニストで医学博士であるが、私の指揮でピアノ協奏曲を演奏し、そのまま1ヶ月福岡の私の家に滞在して学位論文の最後を書きあげた）。

人民の頂点にある人物や、人民を代表する立場の人物が、これ程に音楽を愛するという理由は、一般人の誰もがやるような単なる趣味であるとみるべきか、或いはそれに加えて、音楽は人民の為に益する基本的何かがある、との判断に基づいているとみるか、または、これには人間の感情支配に大きな役割を果たす教育的意義があるとの判断に基づいて、あえて人民への普及をねらい、目的としてやったものなのか、を考えれ

---

ば音楽存在の意義がやや浮き出てくる。

さらに紀元前四世紀に、ギリシャの哲学者アリストートルとアリストクセネスの共著である「理想国家」の文中には、「神が人間に与え給うた二つの分野、それは音楽と体育である……」との一節があり、理想的な国家を形成するための条件として、音楽、体育をあげ、青少年にこれを奨励している。中国においても孔子は、礼、楽をもって「国教」とした。こうなると「音楽」の存在意義は更に明確になり、教育的意義とその効果を基本的に認めているといえるであろう。

一見、何の生産性もないと思われる音楽が、何故、数百年もの間、世界中の人々に愛され続けて今日に至っているのか。科学技術進歩の現在に身を置き、その恩恵に浴しつつも、これにふりまわされて、人の「心」を見失ってはならないと思う。

#### 音楽の効果的一面

音楽の表現形態は、独奏、独唱、合奏、合唱、室内楽等いろいろあり、演奏する者もそれを聴く者にも、心への波及効果は大きなものがあるが、その中で青少年の心に具体的、直接的に喰い込む「歌唱」という一面をとり上げてみたい。

歌唱（勿論合唱を含む）には言葉が付随していて、例えば、神の尊厳、自然の美、親子の情、友愛など、人間に基本的に必要な心情を、歌詞の内容とメロディの両面から教育出来るのである。歌詞の内容を、文学的、情緒的に説明しつつ、それを表現する為の発声や技術の指導によって「心」の大切さを培い、芽生えさせていく。同時に、音楽の心、深さを体験させ、人間の生活に音楽が必要なことを自然に認識させ得ると

---

信じている。

心打たれる合唱曲の歌詞の一例をあげてみよう。

「合掌——さる」（高野喜久雄）

(1) 逃げまどい 逃げおくれ

逃げ場をなくした子連れの猿は

銃口に向って 手を合わせ

必死に手をすり合わせ

泣きながら<sup>おが</sup>拝むとか

見逃してくれ と<sup>ま</sup>拝む様

そっくり人間のものだとか

(2) さすが 猿撃ちの名人も

この時だけは引金ひけず

はよ逃げろ と眼を閉じて

思わず泣いてしまうとか

(3) 略

子を思う親の気持ちは、人間だけではないことを訴えるように指導する。この曲は、ずい分前に歌われた曲で、大体のレベルは高校の混声合唱曲である。この曲の練習の時は、高校の女生徒達は殆んどが涙を流しながら練習した。音楽が有する心情の一端である。

日本全体にどの分野でもよいから「心」を大切に作る運動が盛り上って欲しいものだ。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 第2常置委員会

日時 平成元年9月25日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 前川委員長

小林, 福土, 菅野, 久佐, 吉田, 太田, 青野, 武田, 巽(代理: 南山京都工芸繊維大学工学学部長), 出口, 浅田, 迎, 松浦, 志賀, 早川各委員

松井, 金子, 猪岡各専門委員

(大学入試センター) 有江所長, 田保橋副所長

(文部省) 早田大学入試室長, 斎藤留学生交流推進室長

(東京大学) 岩元入試課長

前川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに委員に就任された青野金沢大学長および巽委員の代理として出席された京都工芸繊維大学南山工芸学部長並びに文部省の早田大学入試室長の紹介があったのち, 議題の関係で東京大学の岩元入試課長にご出席願ひ, また, 文部省の斎藤留学生交流推進室長にも後刻ご出席いただくことにしているので, ご了承願ひたい旨述べられた。

〔議事〕

#### 1. 平成2年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)について

このことについて委員長の要請で, 岩元東京大学入試課長より, 受験機会が複数化された昭和62年度以降毎年, 各大学の追加合格者決定の円滑化を図って, 第2常置委員会として作成している「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成2年度の原案を作成した

ので, これについてご審議いただきたい旨前置きして, 配付資料「平成2年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領(案)」について, 前年度との変更点を中心に説明があった。

以上の説明があったのち, 同案について審議が行われた結果, 特に異議なくこれが了承され, 委員長名をもって各大学長宛送付することとした。

#### 2. 報告事項

##### (1) 教員委員の補充について

このことについて, 委員長より次のように述べられ, 了承された。

前回の委員会(6月14日開催)において, 本年3月に定年退官された片山委員(広島大学教授)の後任の教員委員の補充については, 同委員所属の中国・四国地区から充てることにするとともに, その人選を同地区理事世話人と協議することが了承されたので, その後, 同世話人

である浅田愛媛大学長と協議し、岡山大学の坂田泷学生部長を候補者として来る10月30日に開催される理事会にお諮りすることとしたので、ご了承いただきたい。

## (2) 身体に障害を有する入学志願者との事前協議について

このことについて、委員長より次のように報告があり、了承された。

前回の委員会（6月14日開催）において、去る5月26日付第2常置委員会委員長名で各国立大学長宛ご連絡した、身体に障害を有する志願者に対する各大学の事前協議の扱いについて、理事会（6月7日開催）および総会（6月13、14日開催）におけるご意見を踏まえて、先の連絡文中の各大学との協議の期日に関する部分「前年12月15日以降に……」の前に「原則として」の文言を付け加えることとし、改めてこれを各大学に送付することが了承されたが、この件についてその後、公立大学協会や大学入試センターからもご意見をいただいたので、再度高校関係者に要望の趣旨を確認したうえ配付のような文書を各大学あて送付した。

## (3) 「平成2年度国立大学入学者選抜における留意事項」について

このことについて、委員長より次のように述べられ、了承された。

書面でご審議願った「平成2年度国立大学入学者選抜における留意事項について」(案)について、委員各位から格別ご異議も寄せられなかったので、これを去る8月24日付をもって各大学長宛送付した。ご了承いただきたい。

## (4) 「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る協議事項について

### 1) 宇都宮大学及び高知大学の一部の学部における第2次試験実施日程の繰り下げについて

このことについて、委員長より次のように報告があり、了承された。

平成2年度の第2次試験の試験開始期日は、2月25日ということになっているが、宇都宮大学より、同大学の一部の学部で実施する「A日程グループ」の試験開始日を1日繰り下げて2月26日とすることを認めてほしい旨の申出が、また、高知大学からも、同大学の一部の学部で実施する「前期日程」の試験開始日について同様に1日繰り上げて実施したい旨の申出をいただいた。

これについては、本来ならば委員会に諮って措置すべき事項であるが、申出の内容が他大学に影響が及ぶおそれがないと判断されたこと、また、すでに幾つかの大学で実施されていることでもあるので、委員長の一存で、申出を了承する旨両大学に回答した。ご了承いただきたい。

### 2) 北海道教育大学の第2次試験出願の特例的扱い(学内併願)について

このことについて、委員長より次のように報告があり、了承された。

従来、併存制のもとでの第2次試験においては、同一日程グループ内の重願（「A-A」及び「B-B」出願、並びに「前期-前期」及び「後期-後期」出願）は認められないことになっているが、これについて北海道教育大学より、北海道内の教員養成の見地から、道内5市に分校を有している同大学の第2次試験について、平成2年度も前年度同様、学内併願（「A-A」）を特例として認めてほしい旨要望があった。しかし、この要望をいただいたのは各大学の入学者選抜要項の発表期限に近く、本委員会を開催してこれを検討する時間の余裕がなかったため、従来の経緯を踏まえて取り敢えず委員長の

判断と責任において申出を了承する旨ご通知申し上げた。何分ご了承いただきたい。

#### (5) 関連委員会等の動向について

このことについて、委員長より次のような報告があった。

##### 1) 大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究協力者会議

(6月27日開催) 構成員の互選により、会長に黒羽亮一筑波大学教授を、副会長に丸井文男愛知教育大学長を選出したのち、「平成2年度大学入学者選抜実施要項(案)」について審議し、一部修正のうえこれを承認した。

(8月11日開催) 「平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱(案)」について審議し、これを承認した。

##### 2) 国公立大学入試問題連絡協議委員会

(6月27日開催) 「平成2年度国立大学入学者選抜における留意事項」の内容及び推薦入学制度についての高校側への要望等について説明し、協議したが、特に、身体に障害を有する志願者との事前協議に関して意見が交わされた。

##### 3) 国大協入試改善特別委員会

(7月21日開催) 国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領、実施細目、申し合わせ事項の各原案を作成した。

##### 4) (第4回) 大学入試センター試験協議会

(7月31日開催) 平成3年度の大学入試センター試験の実施に関する基本的事項について審議し、試験期日を平成3年1月12日(土)、13日(日)の両日に実施すること、等を了承した。

##### (6) 文部省からの報告

早田大学入試室長から、「高校3年生の学校生活及び卒業後の進路決定等に関するアンケート調査」の結果について、配付の「報告書」を

もとに詳細にわたり説明があったのち、さらに、配付資料「平成2年度大学入学者選抜実施要項」について、主として平成元年度との相違点を中心に説明があった。

##### (7) 大学入試センターからの報告

田保橋副所長から、平成3年度大学入試センター試験について、配付資料「平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」(平成元年8月11日文部省高等教育局長通知)及び「平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について(通知)」(平成元年8月11日大学入試センター所長通知)をもとに、概ね次のように報告があった。

去る7月31日開催の大学入試センター試験協議会において、平成3年度大学入試センター試験の実施に関する基本的事項について審議が行われた結果、①試験期日を平成3年1月12日(土)、13日(日)の両日に実施する、②新たに大学入試センター試験を利用する大学の利用教科・科目等の予告期限を平成元年10月31日まで、やむを得ない事情で11月以降になる場合でも、同年度中に行う、③「国語」の試験について、特定の分野のみの利用を認める、等が了承された。これを承けて文部省は、「実施大綱」を作成し、この「実施大綱」に基づいて、大学入試センターでは、平成3年度大学入試センター試験の出題教科・科目の出題方法等を定めた。

##### (8) その他

委員長から、全国高等学校長協会がとりまとめ、同協会中澤会長名で有馬会長あて送付のあった「大学入試とその改革の在り方について」(配付資料)について説明があり、また、大学基準協会大学入試制度改革研究委員会の手によ

りまとめられた、配付の「大学入学者選抜制度に関する問題点」の紹介があった。

### 3. 私費外国人留学生の入学者選抜について

このことについて、初めに委員長より次のように述べられた。

前回の委員会（6月14日開催）において、本委員会の今後の検討課題として、過般の総会の折に要望があった私費外国人留学生の入学者選抜の問題を取り上げて検討することが了承された。

そこで、本日この問題を検討するについて、まず、文部省の齋藤留学生交流推進室長に、私費外国人留学生受入れの現状、並びにこの問題についての文部省としてのお考えを伺うことにしたい。

ついで、齋藤室長より、配付資料に基づき、留学生受入れの現状（①留学生数の推移、②在学段階別留学生数、③出身地域別留学生数、等）、並びに「私費外国人留学生統一試験」・「日本語能力試験（1級）」制度導入の経緯、必要性、等について説明があった。

以上の説明について意見交換が行われた。

その結果、取り敢えず、私費外国人留学生の入学者選抜に関し、各大学・学部の実状、問題点等についてアンケート調査を行うこととした。

### 4. 帰国子女の推薦入学について

このことについて委員長より次のように述べられた。

帰国子女の推薦入学について、高校側から、推薦入学に志願できるのは高校卒業見込者にかぎられているが、帰国子女については、当該在学国の教育制度の関係で多くの場合わが国の年度途中の時期に卒業するため、推薦入学の対象とはならないので、この推薦入学の扱いについて善処を求められている。この件について文部省の考えをお伺いしたい。

ついで、早田大学入試室長より次のように述べられた。

昨年、学校教育法施行規則の一部（第65条）が改正され、年度途中の卒業が認められることになったが、この場合の大学入学者選抜の扱いについては、通例の場合の卒業者と異なる扱いが必要であるように思う。文部省としては、帰国子女等の年度途中の卒業者については、卒業見込者と同じ扱いとし推薦入学の機会が付与されてしかるべきと考えている。

以上の説明について若干意見が交わされたのち、委員長より、本問題については次回委員会で引続き検討することとしたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

### 第3 常置委員会

日時 平成元年9月8日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松角委員長

藤井, 高橋, 篠筈, 藤川, 加納, 内海, 松野, 鈴木, 鳥塚, 佐野, 蜂須賀, 上寺, 檜, 西田, 榎本, 岡本各委員

小路, 柳沢, 鳥田各専門委員

(文部省), 布村学生課課長補佐

松角委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、さきに文書で諮りご了承を得て就任された鳥田祥生 専門委員 (東京大学学生部長) ならびに本日出席の文部省の布村学生課課長補佐の紹介があった。

〔議 事〕

#### 1. 「国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査」の今後の取り扱いについて

初めに、委員長から次のように述べられた。このアンケート調査集計の結果浮びあがってきた、学生の精神衛生面や進路適性問題ならびに学生生活に及ぼす影響とそれに関する保健管理センターの機能などについて、各大学の対応策は如何にあるべきかという課題を去る6月の理事会と総会に報告した。そこで、本日はアンケートの調査結果を今後如何に取り扱うか、などについてご討議願いたい。

討議に入る前に、このアンケートをまとめられた小路専門委員が参考資料として私案を提出されたのでその説明をお願いしたい。

ついで、同専門委員から「保健管理センターの充実と改善に資する今後の方策について(私案)」(配付資料)に基づいて、健康教育の側面からの視点、外国人留学生の健康問題、関連する組織上の改善、将来の展望などについて説

明があった。

この説明ののち、概ね次のような意見交換があった。

○ 小路専門委員によって指摘された問題点に対する方策を、今後本委員会でどのように取り上げるかということであろうが、各大学にはそれぞれ異なった事情もあるし、異なった考え方や対応策があるので、一律の方策を提言・要望するには、まだ若干の検討期間が必要ではなかろうか。

○ センターの位置付けが各大学ではどのようになっているのかということが問題ではなかろうか。

勤務者に相応の身分を与え、正課授業を担当してもらい、教授会の構成員にするためにはどのような手だてが必要か、という現実的な問題がある。

○ センターの機能として、診療所的機能の外に社会学的立場(心理・教育・保健・医学)からの大学教育への参加をあげているが、これはセンターだけで取り組むには無理がある。

○ 講義を担当することと、学生の健康をチェックすることは、別の問題であるが、どちらを行うにしても人員不足と予算の不足がネックになっており、この解決が先決である。

○ 人手不足で苦慮しているところに省令改正などによって更に業務が義務付けられるとな

ると、その対策に戸惑う大学も多くあるの  
で、省令改正よりまず人手不足問題について  
基本的に対応する必要がある。

- 問題がここまで明らかになっているので、  
個々の大学の異なった事情も超えて、何等か  
の方策をまとめる必要があると思う。
- 今まで指摘された事柄が、九大、名大、阪  
大のように組織替えすることによって全部解  
決されたかどうかという点については、調査  
してみる必要がある。また、各大学は規模  
も異なり、それぞれ異なった特殊事情もある  
なかで、画一的に省令改正してもかえって混  
乱をまねく動機になって迷惑とする大学もあ  
ると聞いているので、各大学とも学内におけ  
るセンターの位置付けについては努力する必  
要はあるが、個々の大学で検討をすすめ、そ  
の大学で可能な範囲の中で文部省と折衝し対  
応していただくことになるのではないかと。画  
一的に省令を改正するには、現時点では時期  
尚早の感がある。

以上の意見交換ののち、委員長から、次のよ  
うに述べられた。

本日の討議では、省令改正で、センターの改  
善と充実をはかするには更に検討が必要であり、  
現段階では各大学の自助努力によって各大学に  
適合した方法を考えていただくのが適切であろ  
う、との意見が多かったと思う。従って、更に  
時間をかけて検討することとしたい。なお、10  
月10日札幌で開かれるセンター所長会議には、  
小路専門委員から本日の会議の様様を紹介願  
えればありがたい。

## 2. 学生の国民年金加入問題について

初めに、委員長から次のように述べられた。

このことについては、前回の本委員会（5月  
11日）で喜多学生課長から説明があったが、そ  
の後、有馬会長から本委員会に対し、本問題に  
ついて何等かの対応——要望書提出など——の  
意向が伝えられた。その主旨は、親の保険料負  
担が過大にならないように配慮を願いたいとい  
うことである。

本日は、その主旨を文書にして国立大学協会  
から関係省庁へ要望するか否か、また、その文  
案について討議願うが、その前に文部省から現  
在の状況についてご説明願いたい。

ついで、布村学生課課長補佐から概ね次のよ  
うな説明があった。

この法律（案）を国会に提出するに当たり、閣  
議決定前に厚生省から文部省に法令協議があっ  
た。その時、文部省としては、従来学生は任意  
加入とし、負担能力を考慮して強制加入にはな  
っていなかったが、従来と何ら状況変化がない  
にもかかわらず強制加入とするには、何等かの  
配慮が必要ではなからうかということで協議を  
重ねた。

その結果、法律（案）自体には手を加えられ  
なかったが、厚生省から学生本人あるいは世帯  
主負担が過重にならないよう適切な配慮をする  
ことについて今後検討するという言質をとり、  
適切な配慮がなされるという前提で文部省とし  
ても法律（案）を国会に提出することを了承し  
た。

厚生省との協議の内容は、厚生省は、親元か  
ら離れて独立して生活している学生は収入がな  
いということで免除の対象になるであろうが、  
親と同居している学生は親の収入に応じて免除  
もあり得るということであり、このことに対し  
て文部省は、同じ学生でありながら自宅通学生

と自宅外通学生が取り扱い上に違いがでてくることは、了解できないということで協議し、文部省から、例えば卒業後の後納制度を提案したが、現在のところ適切な配慮の中味は具体化されていない。

なお、この法律（案）は、秋の臨時国会で、再び継続審議される予定である。

ついで、要望書の提出及びその文案について協議の結果、文案を若干字句修正のうえ、要望書として関係省庁へ提出することが承認された。

なお、提出先、提出時期については委員長に一任するとともに、緊急を要する場合は、会長と協議し総会前に理事会の了承を得て提出することとした。

### 3. 教員委員の後任候補者について

委員長から、教員委員の任期満了に伴い、その後任について次のように取り計らいたい旨述べられ、了承された。

- ① 榎本則行委員（佐賀大学教授）の留任。
- ② 本年度末で定年退官される鈴木寛委員（金沢大学教授）の後任は、選出地区、専門分野などを考慮して委員長に一任。
- ③ 故中山昭雄委員（大阪大学教授）の後任は、吉田典可広島大学教授（工学部）。

以上を10月30日の理事会に諮り承認を得る予定である。

### 4. 就職問題について

委員長より次のように述べられた。

本年度の就職協定の経緯については、協定期日のシンプル化、就職協定協議会の設立、企業側との協定順守に関する諸会議の討議内容、などについて前回（5.11）の当委員会で紹介した

が、企業側の本年度就職協定順守の状況は、すでにマスコミ報道などによってご承知のように、就職協定自体が崩壊に近い状態になっている。

このような状況に鑑み、私立大学側からは、この際就職協定を破棄してはどうかなどの意見も一部にあるが、長期的にみて、基本的にはこの協定は正常に復さなければならないのではないかと考える。本日は、その間の事情を布村課長補佐から伺ったうえで、来年度の就職協定の取り扱いについて、討議を願いたい。

ついで、同補佐から、概ね次のような説明があった。

本年度の就職協定は、職就問題懇談会などで協定順守について決議したにもかかわらず、実効性があがらず憂慮すべき状態になった。このような状況の中で、企業側のフライングが始まった7月初旬頃、当時の西岡文相や高等教育局長が日経連と個別に会い、大学教育に対して重大な支障が生じたことに強い遺憾の意を表明した。今後文部省としては、大学側のいろいろな組織の意見を踏まえながら、日経連と企業側に積極的に働きかけつつ、守られる就職協定を目指して努力を重ねていかなければならないと考えている。

以上のような説明ののち、概ね次のような意見交換があった。

- 就職協定を順守する、しないは、自由市場における競争原理が働いているためではないかと考えるが、大学側としては果して競争原理に対抗できる倫理綱領が作られ得るかどうか、ということであろう。そこまで腰をすえて取り組まないと従来と同じ結果になってしまうであろう。

- 就職協定は存続させた方がよいが、紳士協定であって罰則がないので何らかの罰則が決められないか。
- 教員養成系大学では、教員採用の公示は翌年3月でないと決まらないので、学生が企業に流れる傾向があり問題になっている。
- 就職協定は存続させた方がよく、いろいろ工夫を続けていくうちに、フライングによるマイナスのイメージが企業側にてでくるとはでないか。罰則をつくってもあまり効果はないか。

と思う。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

本日の会議でのご意見は、就職協定は順守する方向でいろいろ工夫を重ねながら存続させた方がよいとの発言が多かったものと受けとめた。本委員会は今後ともこの姿勢を維持するという対応していくこととしたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

## 第6 常置委員会

日 時 平成元年9月26日(火) 13:30~15:10

場 所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

渡部、竹内、林、川井、高安、大井、尾上、西田、高橋、木村、糸賀各委員  
青柳専門委員

高橋委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに委員に就任した尾上滋賀大学長及び中内高知大学長(欠席)の紹介があり、引続いて、専門委員瀧澤博三前東京大学事務局長の転出による辞任に伴い、青柳徹東京大学事務局長を後任の専門委員に委嘱したい旨諮られ、承認された。ついで同専門委員の出席があり、紹介された。

〔議 事〕

### 1. 大学の財政基盤強化等の問題について

このことについて、委員長より次のとおり述べられた。

前回の委員会で、授業料問題に関連して、大学財政を見直すとともに財政の拡大を図るための検討を行ってはどうかとの提案があり、その進め方としては、長期にわたることも考慮に入れ、プロジェクト・チームをつくるのが基本

的に了承された。このための調査費については、科学研究費補助金の申請をしてみても、とのご意見もあった。委員各位に調査研究項目の検討をお願いしていたところ、本日も欠席の宇都宮大学長と岐阜大学長から別紙のとおりご意見をいただいた。本日も出席の方からのご意見も伺いたい。

ついで、各委員から次のような検討項目があげられた。

- (1) 研究支援職員の充実。
- (2) 事務職員の定員削減。
- (3) 助手の定員削減と給与基準の見直し。
- (4) 図書購入費、光熱水料の確保。
- (5) 建物基準面積の見直し。
- (6) 機器の耐用年数の見直しと、設置面積の確保。
- (7) 公務員宿舍面積基準の見直し。

ついで委員長より、高等教育の財政問題に関しては、いくつかの研究機関が調査研究を行っている、すでに報告書等を発表しているが、その殆どはマクロの視点からのアプローチであるので、先の両大学からの提案及び本日出された具体的な問題を検討課題としてプロジェクト・チームを設けてみてはどうかとの提案があり、これが了承された。

引き続きプロジェクト・チームの構成について協議が行われた結果、各専門分野の研究者に分担していただくこととし、構成員となる研究者については、各委員から適任者を推薦することとした。

なお、調査研究費としては、大学からの科学研究費補助金申請を検討することとし、早急にプロジェクト・チームの実現を図ることとした。

## 2. 授業料等の問題について

委員長より、概ね次のように述べられた。

別紙の「国・公・私立大学の入学料、検定料、授業料比較」の推移をみると、授業料と入学料、検定料が昭和50年頃からは、1年おきに交互に値上げが実施されている。このような必然性は、大学財政事情を踏まえて、私立大学の動向を比較してのことであろうが、直ちには納

得し難い。ただ、これに反対する強力な論拠もなかなか見出し得ないのも事実である。

以上のように述べられたあと、次のとおり意見交換があった。

- 文部省全体の予算拡大をはかるため、文化国家として教育・教養にも重点を置くよう押し進めるしかないのではないか。
- 国際交流の立場から、交換留学生が先方の大学で授業料免除された場合、同じように免除の措置ができないものか。
- 私費外国人留学生の授業料減免枠の拡大を図ることが必要である。

ついで委員長から、授業料問題は大学財政との関連もあるが、今後予想される授業料等の値上げはやはり大学としての重要課題なので、継続して検討して行きたい旨述べられ、了承された。

## 3. 委員の補充について

このことについて委員長から、教員委員塚本哲人前東北大学教授の後任として、細谷純東北大学教授に委員を委嘱したい旨諮られ、次回理事會に委員候補者として推薦することが了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 医学教育に関する特別委員会

日時 平成元年7月10日(月) 13:30~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 前川委員長  
吉田, 加納, 津田, 高安, 佐野, 松浦, 井形各委員  
堀, 中川, 柿本各専門委員  
(文部省) 小林医学教育課長

前川委員長主宰のもとに開会。

### 〔議事〕

#### 1. 卒後臨床研修カリキュラムについて

##### (1) 前回以降の医学教育に関する動向について

文部省の小林医学教育課長から資料に基づき次の事項について報告があった。

①研修登録医制度の発足 ②厚生省医療関係者審議会臨床研修部会で設定された卒後臨床研修目標が公表されたこと ③全国医学部長病院長会議の臨床実技教育に関する検討小委員会(石井哲夫委員長)から見解が4月20日付で報告されたこと ④大学審議会で, 大学院部会と大学教育部会から近く中間報告が出る予定であること。

以上に対し, 質疑応答・意見交換があった。その主なものは次のようである。

- これは大学病院と地域医療との交流の一端であり, 他の方式などによる交流も将来の課題として検討したい。各大学もそれぞれに努力して欲しい。研修登録医が大学病院で医療事故をおこした時の対応などが将来問題となる可能性がある。
- この卒後研修目標が達成できるよう努力してほしい。そのために予算措置が必要なら, 概算要求の時期でもあるので申し出ること。学部学生の実習でもある程度まで達成できる

が, 問題は実技をどこまで許容するかである。

- どこまで実技が可能であるかを表に出すことが良いのか, 良くないのか, 十分に考慮する必要がある。学用患者という制度は好ましいものではない。もっと模擬患者を教育に用いるべきであり, 学用患者費をその費用に充当したらどうか。模擬患者は preclinical で用いられるもので臨床実習は患者について行われるものである。患者の人権を尊重することに関しては実習へ出る前に十分教育する必要がある。

##### (2) 筑波大学及び佐賀医科大学の卒後臨床カリキュラムについて

松浦委員, 堀専門委員より資料に基づき次のような説明があった。

筑波の定員はジュニア, シニアレジデントとも40名(それぞれ2年で, 総定員はいずれも80名)であるが, 万博以降ジュニアは70人前後になった。シニア及びチーフレジデント(2年で総定員40名)は総定員120名であるが医員の定数は90数名であるので, その範囲内にしてある。院外研修時は定員に入らない。院外研修を院内研修と同等に評価することがある。麻酔科など希望者の多い科の研修の調整は卒後臨床研修部(助教授, 講師, 事務官各1名)が当たっている。開始以来総合コースをとった者は1人もいない。内科系総合コースを修了した者は数

名あるが、外科系総合コースを修了した者はいない。それぞれの診療科に属して他にいくつかの診療科をまわる程度の者が多い。この際一つの診療科のローテーションの期間2～3ヶ月を特に短いというクレームは聞かない。

佐賀医大で当初計画した全部の診療科を回るのは無理であることが多い。この程カリキュラムの見直しを始めた。

### (3) 初期臨床研修カリキュラムについて

次のような意見交換があった。

- 初期臨床研修では厚生省の到達目標の達成を目指すのが筑波大学や佐賀医科大学のカリキュラムでそれが可能か。
- 初期臨床研修2年間で達成するのか、或いは初めの一年間は内科、外科、小児科などに在籍し、達成してから専攻する診療科に所属するかのいずれが良いのか？ 米国は後者の方式をとっている。
- 最初専攻する診療科に所属して一定の研修を行った上で、関連診療科をローテートする方が現実的である。それを自主的に実施するのは必ずしも容易ではないが、文部省や厚生省の指示によるのではなく、学会認定医制度の中でローテーションを必修にするのが現実的な対応であろう。このようにすると認定に必要な研修期間が現状より長くなるであろうが、やむを得ない。

### (4) 後期臨床研修カリキュラムについて

次のような意見交換があった。

- 学会認定医制度によるのがよい。この際家

庭医の育成をどのようにするかが問題となる。

- 総合コースは筑波大学、その他の大学にあるので、必要な場合そこで研修する。学生の臨床実習を充実することも一つの方法である。

### (5) 中間報告の取りまとめについて

これまでいくつかの主題に分けて審議を進めてきたが、その内容には重複が多いので、前川委員長が中間報告の骨組みを夏休み中に作成し、それについて検討した上で、いくつかに分け、適宜分担して肉付けをして中間報告をまとめることとした。なお、骨組みの作成に当たり医学部長会議、病院長会議、その他関連部門とも意見交換を行うこととした。

## 2. 委員長の交代等について

- (1) 前川委員長から、6月に第2常置委員長に就任し、両委員長を兼ねるのは困難であるので、本委員会の委員長辞任の申出があった。委員会はその申出を了承し、新委員長として井出昭弘鹿児島大学長を互選した。
- (2) 早野三郎委員は岐阜大学長を任期満了により退任するに伴い、本委員会委員も退任されることとなったので、後任の人選は井形委員長に一任した。
- (3) 次回は平成元年10月16日(月)13:30～16:00開催することとした。

## 大学院問題特別委員会

日時 平成元年8月1日(火) 14:00~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 本陣委員長  
藤井, 前川, 関, 津田, 太田, 高橋各委員  
下沢, 森嶋各専門委員

本陣委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、近く学長を退任するので、後任の委員長を選出していただくが、その前に、委員長在任中の検討事項について総括しておきたい、との発言があり、概ね次のように述べられた。

- (1) 本委員会が昭和60年以降まとめた三つの報告書について、各大学に意見を求めたが、特段の意見もないので、報告書の中の調査資料をその後の状況の変化に応じて改訂することを課題とした。
- (2) 昨年10月開催の七国立大学長会議で協議された大学院問題に関する資料の提供があったので、これを検討した。
- (3) 大学審議会大学院部会の答申「大学院の弾力化について」を検討した。

その他、47工学部長会議からの要望書があった。

これらを通して、問題点として浮かびあがってきたのは、予算の増額、既設大学院の整備・充実、種々の型の大学院のそれぞれの活性化と相関、博士又は修士課程未設置の大学からの新設要望に対する対応、等である。

### 〔議事〕

#### 1. 委員長の交代について

本陣委員長(金沢大学長)が本年9月21日で任期満了により委員長を退任されるので、次期委員長の選出について協議し、その結果、高橋

克明委員(岡山大学長)が委員長に選任された。

#### 2. 専門委員の交代等について

このことについて、委員長から次のように諮られ、了承された。

委員長が交代するので、この際、専門委員も森嶋和次金沢大学事務局長の代わりに岡山大学の城倉英人事務局長にお願いすることにした。

なお、その他学長退任により空席となっている委員の補充については、新委員長のもとでご検討願いたい。

#### 3. 今後の大学院の在り方について

委員長から、大学院の今後の在り方に関する問題点についてご意見を伺いたい旨述べられ、概ね次の事項について意見の交換があった。

##### (1) 医学系大学院の在り方

- 大学審議会答申では医学系の特殊性については触れられていないこと。
- 博士課程4年制と臨床研修医、非常勤講師、認定医等とのかかわり。

##### (2) 教員養成系の博士課程の在り方

- 専門の確立—教育学博士との関係。
- 適正な規模、地区の問題。

##### (3) 学位の問題

- 学術博士と従来の個別博士の関係とその授与状況。

- 留学生に対する学位授与の問題。
- 人文・社会系の学位の授与状況。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に委員長から退任の挨拶があった。

## 学術情報特別委員会

日 時 平成元年9月1日(金) 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 小林委員長

藤川, 渡辺(代理: 倉田千葉大学教授), 黒田, 後藤, 太田, 林, 早川, 本多各委員長, 倉橋各専門委員

井上臨時専門委員

(文部省) 緒方学術情報課長

小林委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、渡辺委員の代理として出席の倉田千葉大学教授及び新たに委員に就任した林山梨大学教授並びに文部省の緒方学術情報課長の紹介があった。

### 〔議 事〕

#### ◎ 複写権に関する問題について

委員長から、本日の委員会開催に至った経緯について、概ね次のように述べられた。

去る7月3日、「日本複写権センター」設立発起人会から国大協本委員会に対し、事業内容を説明し、理解と協力を得たい旨の連絡があったので、7月18日、数名の設立発起人と会った。

その説明の要点は、大要以下のとおりである。

- (1) 大学図書館とは数年来接触しているが、大学全体の問題でもあるので、各大学団体とも話し合いたい。
- (2) 日本における増大する複写利用の現状と、出版物の購買力減少に対する保障の要請。
- (3) 出版物の国際化に伴い、米国、欧州などにおける著作権の集中処理機構に対応する

組織整備の必要。

- (4) 企業における複写利用に関しては日経連と接触している。
- (5) 「日本複写権センター」が設立された時には、国大協に申し入れるとともに著作権使用料について各大学と折衝することになると考える。
- (6) 違法でないコピーをするためには、学術団体や出版社などの出版物の中からあらかじめ一年間でどのくらいコピーするか予想して「日本複写権センター」と契約して著作権使用料の一括払いをするか、一年間の実績によって纏めて支払うか、いずれかの方法によることが考えられる。
- (7) 徴収する使用料は、当面は3億~4億円であろうが、いずれ8億~10億円になると思う。これは著作権者の関わる団体に渡ることになる。

以上、複写権に関して提起された問題について本委員会としてどう対応するか、ご協議をお願いするため本日お集まりいただいた。

委員長としては、少なくとも各大学にこの状況を知らせるため、11月の国大協総会ではあらかし報告したいと考えているが、大学図書館の立場からこれまで同センターと接触してこれら

た黒田委員よりその検討状況についてご説明をおききた上、各位のご意見を伺いたい。

ついで黒田委員から、①国立大学図書館協議会としては「文献複写に係る著作権問題特別委員会」を設置してこの問題について見解を纏める体制をとったこと ②全国公私立大学としては国公立大学図書館協力委員会が窓口となっていること ③「日本複写権センター」設立発起人会の“複写に関するガイドライン（案）”については、いくつかの問題点があること ④特に図書館間の文献複写サービスについては、一定の数量を認めている米国の例を参考にすべきであること ⑤図書館以外の大学全体の問題としては、研究のための複写は著作権法第30条の「個人的に限られた範囲内において使用することを目的とする場合」に該当するものと思うが、「公衆の使用に供する」複写機の規定もあり、解釈が確立していないこと ⑥この問題は、単に大学側が包括契約を結んで使用料を支払えばよいということではなく、研究の進め方に影響を与えるので解釈を明確にすべきであること、などの説明があった。

以上の説明について、主として次のような質疑応答・意見交換があった。

- この問題を検討する前に、著作権を問題にしているのか、版權を問題にしているのか、利益はだれが得るのか、メリットはどこにあるのか伺いたい。
- センターとの話し合いでは、著作者よりも出版社の問題のように思われる。出版社が著作者から著作権を受けてセンターに委託し使用料を徴収する建前をとっている。しかし、学術論文の場合、著作者の多くは広く研究者に論文を読んで貰うことを念頭に置いている

ので、著作権料を得ようと考えているわけではないというのは世界共通であろう。

- 著作権法の解釈として理解しているところでは、個人的な複写のやりとりは、30条のカテゴリーである。しかし、学内LAN、ファクスでコピーを送信するのはいずれも著作権の侵害になる。情報化時代にファクス使用と郵送による違いで侵害になる、ならないを区別するのはいかなるものか、問題である。学術情報の流通と著作権との関係は、明確にしておかないと将来に禍根を残すことになる。
- 世界の流れからみても、知的所有権に対する十分な理解のもとに著作権問題に正しく対応すべきで、その意味では我が国に複写権センターが設けられることは必要であると思う。ただ、出版社側と学術団体あるいは大学側が永年折衝を重ねた中で確立されたアメリカの現状と比較してみても、我が国だけが突出して学術情報の流れを阻害するような要因を作る理由はない。出版社の保護も考慮しながら学術情報の流通を円滑にすることを考えるべきである。そういう意味から、図書館協議会としては、図書館間のインターライブラリー・ローンには、一方では学術情報の流通体制の面から促進しなければならないが、他方あまりにそれにたよると学術出版物の売れ行きに影響することになるので、コア・ジャーナルは各大学で揃えることを基本原則とし、他はインターライブラリー・ローンを活用することが必要であると考えている。なお、研究者個人の複写については、著作権の侵害という解釈とならないようにすべきである。しかし、大学における複写がすべて侵害にならないというわけではなく、この点は明確にす

る必要がある。

- 大学の研究者間の複写についての従来からの慣習と、最近の著作権問題の動きとはかなり離れている。研究のため学術情報の流通は不可欠であるが、社会の動きを理解しながら大学として研究における複写利用を見直す必要があり、大学が著作権について認識を高めるにはよい機会である。
- 図書館では、以前からコイン式複写と図書館間複写サービスが問題となっており、これは議論しても意味があるが、研究室における無断複写は著作権法上明らかに違法で問題にならない。そのための法改正を前提とした議論は、現状ではあまり意味がなく建設的ではないと思う。大学全体としては、今後使用料の支払い問題に集約されるのではないかと思う。
- 研究のため図書館の図書を複写する場合、図書館職員の不足もあり研究室で代わって複写することがあるが、これも違法になるのか。
- この問題が使用料のみにしぼられるならば、本委員会で特別に取り扱う必要はない。他委員会で検討すべきである。本委員会で取

り上げるならば学術情報の流通について基本問題を検討することになろう。

- 学問の進歩にブレーキをかけるおそれのある問題であるから、国大協として基本的に検討する必要がある。

概ね以上の意見交換が行われたのち、委員長から次のように述べられた。

この問題を本委員会で取り上げることが了承されたものと思うが、これからの新しい情報メディアを考えると、出版協会の扱っている範囲だけでは済まなく、学術情報がどのように流通するのが好ましいか、大きな立場から取り上げて行く必要があるのではないかと思う。また、我が国だけが情報の流通が阻害されるといった状況は何としても避けたいが、情報源である出版社等の立場も考慮しながら、適正に運営されていると思われるアメリカの例を参考に我が国なりの状況を踏まえて妥当な方向に収斂するように願っている。次回までに本日のご意見を踏まえて黒田委員のご協力を得て問題点を整理することにしたい。

以上をもって、本日の議事を終了した。

## (第69回) 入試改善特別委員会

日時 平成元年7月21日(金) 11:00~14:05

場所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長

藤井, 前川, 天野, 田中, 川井, 永田, 松井, 元木, 新野, 細川, 高橋(克),

高橋(良)各委員

(大学入試センター) 田保橋副所長

(文部省) 伊勢呂大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、オブザーバーとして出席の大学入試センターの田保橋副所長及び文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領等(案)の作成について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

「前回4月13日開催の本委員会で、平成3年度入学者選抜の基本方針について審議した結果、平成3年度についても平成2年度に引き続き『連続方式・分離分割方式併存制』とすることが適当であろうという結論になったので、この旨を去る6月7日開催の理事会に報告し、了承を得たのち、6月13日開催の第84回総会で『連続方式・分離分割方式併存制』を平成3年度入学者選抜の基本方針とすることを諮り、承認された。その際、田中会長代行から、各国立大学の『平成3年度入学者選抜第2次試験の実施方式・日程等』を来る11月15日、16日開催予定の第85回総会までに国立大学協会として取りまとめたので、入試改善特別委員会で、国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領・実施細目等の原案を作成し、7月中旬に各国立大学へ送付願いたいとの提案があり、了承さ

れた。そこで、本委員会として、平成3年度の国立大学入学者選抜に関する実施要領・実施細目等の各案を作成することとしたい。審議のためのたたき台の原案を準備したので、これをもとにご検討いただきたい。」

以上のように述べられたのち、引き続き委員長から、配付資料の「国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領(案)・実施細目(案)・申し合わせ事項(案)」について、大学入試センター試験実施期日及び年度・曜日の変更、並びに実施細目、申し合わせ事項の記述の修正・整理のほか、平成2年度との大きな変更点として次の内容の説明があった。

「この原案は、一部の大学から強い要望があり検討課題になっていた、いわゆる『分割なき分離方式』について、10名程度以下の小規模な募集単位の学科、課程、専攻等で、分割が極めて困難であり、かつ、当該学部の他の学科等がすべて分離分割方式を採用する場合に限りその実施を認めることとし、『申し合わせ事項』を一部改めた案になっている。」

以上の説明ののち、概ね次のような論議が交わされた。

- この案によれば、学部内で「分割なき分離方式」による学科等が大部分を占める場合も起こり得るが、それを認めるのは問題がないか。
- 実質的には三方式の併存となり、より複雑

化する。また、「分割なき分離方式」は本委員会として正式に検討していない。この方式を取り入れるのなら、改めて審議する必要があるのではないか。

- 結果として前期に比重がかかることになり、受験機会の複数化を狭めることにならないか。
- 募集単位を細分化しているために少人数の募集単位となっているが、出願の段階で受験生にそのような細かい単位で選択させることはもともと問題があり、是正の方向への努力がなされている大学もある。このような「分割なき分離方式」を認めると、専攻を細分化した少人数募集を助長することにならないか。
- 「10名程度以下の小規模な募集単位」、「分割が極めて困難」の判定で混乱したり、歯止めがなくなったりしないか。
- 大学・学部としては、同一方式のすっきりした形で入試を実施したいというのが基本的な希望であるから、むしろ条件を厳しくする方がよいという見方もある。

以上のような論議が行われた結果、「分割なき分離方式」の条件付実施原案については、今後さらに検討を継続することとして当分の間は見送り、その他の一部文言に修正を加え、これを本委員会の原案とすることが了承された。

また、この原案を各国立大学長宛に送付するにあたっては、平成2年度との主な変更内容の説明とともに、「実施要領」等における「第2次試験」の表記は昨年11月7日開催の理事会で了承されたとおり当面は従前のままとすること

とした旨を付記した上、本原案について意見等があれば9月16日までにご回報願うこととした。

なお、本原案の今後の取扱いについては、9月下旬頃までに最終案をまとめ、来る10月30日開催予定の理事会に諮り、11月15日、16日に開催予定の総会に提案することとした。

## 2. 委員の補充について

このことについて、委員長から次のように諮られた。

「山田委員（福島大学長）及び丸井委員（愛知教育大学長）が学長を退任され、それに伴い本委員会委員も辞められたので、この際その補充をいたしたい。については、後任として、同じく東北地区および中部地区から、それぞれ渡部秋田大学長および太田名古屋工業大学長にお願いすることとしてはいかがであろうか。」

この委員長提案について協議した結果、異議なく承認され、次回理事会に諮って追認を得ることとした。

## 3. その他

伊勢呂大学入試室長から、「高校3年生の学校生活及び卒業後の進路の決定等に関するアンケート調査」の結果について、配送資料に基づき、説明があった。

また、田保橋大学入試センター副所長から、全国高等学校長協会が取りまとめた「大学入試とその改革の在り方について」に関し、説明があった。

## (第70回) 入試改善特別委員会

日時 平成元年9月29日(金) 11:00~15:40

場所 国立大学協会会議室

出席者 熊谷委員長

藤井, 渡部, 前川, 天野, 田中, 川井, 太田, 永田, 松井, 元木, 細川, 高橋(克)  
各委員

(大学入試センター) 有江所長, 田保橋副所長

(文部省) 早田大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から, 新たに委員に就任された渡部秋田大学長及び太田名古屋工業大学長, 並びにオブザーバーとして出席の大学入試センターの有江所長, 田保橋副所長及び文部省の早田大学入試室長の紹介があったのち, 議事に入った。

### 〔議事〕

#### 1. 国立大学の入学者選抜についての平成3年度実施要領, 実施細目等の最終案の作成について

このことについて, 委員長から次のように述べられた。

「前回7月21日開催の本委員会で取りまとめた平成3年度入試に関する実施要領, 実施細目及び実施上の申し合わせ事項の各原案を7月31日付けをもって各大学長宛送付し意見を求めたところ, 本日までに9大学からご意見, ご要望が寄せられた。そこで, これらのご意見等についてご検討いただいたうえ来る11月開催の総会に提出する本委員会としての最終案を作成することにしたい。」

ついで, 配付資料の平成3年度実施要領(案)等に対する各大学からの意見等について逐次検討が行われた。

その結果, 各大学から提出された意見などをと先に原案に一部修正を加えて最終案と

し, これを各大学長に送付するとともに, 来る10月30日開催予定の理事会の議を経て, 11月15日, 16日に開催予定の総会に提出することとした。

なお, 平成2年度から実施される大学入試センター試験に対する各大学の個別試験の表記については, 昨年10月の本委員会及び11月の理事会において, 当面は従来どおりの「第2次試験」とすることとなったが, 恒久的な表記について今後も継続して審議することとした。

#### 2. 大学入試センター試験について

大学入試センターの田保橋副所長から, 配付資料「平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」及び「平成3年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について(通知)」に基づき概略の説明があったのち, 大学入試センター試験における得点調整に関する今後の取り組み方について, 配付資料に基づき概ね次のとおり報告があった。

「大学入試センターでは, 大学入試センター試験の試験問題の難易度に格差が生じた場合の取扱いについて検討を進めてきたが, 去る9月26日開催の大学入試センター試験協議会にこの取扱いの今後の取り組み方についてお諮りした結果, 『大学入試センター試験における得点調整に関する調査研究委員会』の設置が了承され

たので、近く、大学、高等学校、教育委員会等の各関係者で構成する『調査研究委員会』を発足させ、試験問題の難易度に格差が生じた場合の取扱い等について検討していただくことになった。その検討段階で素案をまとめ、国大協はじめ関係団体にこれを提示してご意見を伺ったうえ、最終的には、11月下旬を目途として大学入試センター試験協議会で協議したうえ決定し、12月中旬までに送付する大学入試センター試験受験票に同封する『受験者心得』にその措置を明記して受験生に周知することとしたいと考えている。」

以上の報告ののち、概ね次のような意見の交換があった。

- 大学入試センター試験協議会は大学入試センター試験に関する最高決定機関と理解していたが、配付資料では「諮問機関」とされている。大学入試センターとの関係における位置づけはどうなっているのか。
- 国大協は、大学入試センター試験においては共通第1次学力試験の場合とは異なりユーザーの立場にある。従って、大学入試センターの責任において得点調整を実施しようとする

れるのなら、具体的な調整方式についても大学入試センターにお任せするしかないのではないか。

- 大学入試センターから同素案について国大協に意見を求められた場合、国大協はどういう立場で検討すればよいのか。国大協としては各大学の意見を取りまとめて大学入試センターへお伝えするぐらいのことしかできないであろうが、今のスケジュールでは国大協としての意見の提出期限が10月下旬となっており、各大学に意見を聞く時間的余裕はない。
- 時間的な制約はあろうが、大学入試センターから同素案を直接各大学に提示して意見をもらうようにする必要があるのではないか。以上のような意見交換ののち、委員長から「10月中旬から下旬の間に大学入試センター所長から国大協会長宛に同素案に対する意見が求められた場合には、このことについて本委員会を開催して審議するかどうかについては、会長及び第2常置委員会委員長ともご相談して決めたいので、委員長に一任願いたい。」旨述べられ、了承された。

## 諸 会 合

平成元年7月～9月

- 7月10日(月) 13:30 医学教育に関する特別委員会  
20日(木) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会  
21日(金) 11:00 入試改善特別委員会
- 8月1日(火) 14:00 大学院問題特別委員会
- 9月1日(金) 14:00 学術情報特別委員会  
9月8日(金) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会  
13:30 第3常置委員会  
12日(火) 13:30 第4常置委員会小委員会  
19日(火) 13:30 教養課程に関する特別委員会専門委員会  
24日(日) 11:00 第4常置委員会小委員会打合せ  
25日(月) 13:30 第2常置委員会  
26日(火) 13:30 第6常置委員会  
29日(金) 11:00 入試改善特別委員会

# 要 望 書

## 学生に対する国民年金の適用について（要望）

平成元年10月2日  
国立大学協会会長  
有馬朗人

先の国会に提出された国民年金法等の一部を改正する法律案では、これまで任意適用とされていた20才以上の学生について、これを強制適用にすることとされております。

国民生活白書等でも明らかなように、大学生をかかえる世帯の家計は極めて苦しい状況にあり、このため、先の税制改革においても、大学生等の世代の子供をかかえる世帯について、扶養控除の割り増し制度が設けられるなど、政府におかれても、学生等をかかえる世帯の家計負担の緩和に努めていただいているところであります。

今回の改正にあたっては、こうした点に鑑み、年金審議会から「学生に対する国民年金の適用に当たっては、親の保険料負担が過大とならないよう、適切な配慮がなされるべきである。」との答申が出されていると承知しております。

政府におかれては、かかる事情をご賢察の上、本改正に当たって、学生本人及び学生をかかえる親の保険料負担が過大とならないよう、特に低所得者などについて適切な配慮がなされるよう、国立大学協会として強く要望致します。

## 人事院勧告の取り扱いに関する要望書

平成元年10月5日  
国立大学協会会長  
有馬朗人

人事院による国家公務員の給与勧告が、労働基本権制約の代償措置として、また国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現に大きく寄与していることは周知の事実であります。

この3年間は、関係者の努力により、勧告どおり給与の改定が行われ、これにより各大学においても職員の勤務意欲の向上や、労使の信頼関係の保持等の点で好ましい影響がもたらされており、今年度の勧告の完全実施に対する期待には更に大きなものがあります。

もとより、当国立大学協会は、国の財政が極めて厳しい状況におかれていることも十分に承知しているところであり、各大学においては、過去数次にわたる定員削減及び行政経費の節減・抑制についても不断の努力を重ねております。

現在、国立大学においては、21世紀を目指す教育改革の一環として、高等教育及び学術研究の高度化の積極的推進が重要課題とされており、またこれが国民的期待でもあると考えます。これらの課題への積極的な取り組みを期待するためにも、大学教職員の適切な処遇を確保することが必要であり、このことがひいては優秀な人材を確保し、将来にわたる我国の高等教育及び学術研究の進展に寄与するものと確信いたします。

上記の理由により、国立大学協会は、本年度においても昨年と同様に人事院勧告が、完全に実施されることを強く要望する次第であります。

なお、調整手当の見直しにつきましては、「指定を解除する地域」の機関について、教育・研究に関わる者の人材確保の困難をきたすことのないよう慎重なご配慮をお願いいたします。

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大学)	(前任)	(新任)
東京外国語大学	長 幸男	原 卓也
東京工業大学	田中 郁三	末松 安晴
信州大学	北條 舒正	赤羽 太郎
金沢大学	本陣 良平	青野 茂行
奈良教育大学	藤永太一郎	後藤 稷
高知大学	関田 英里	中内 光昭

### ○ 役員の交代

	(前任)	(新任)
副会長	田中 郁三 (東京工業大学長)	前川 正 (群馬大学長)

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前任)	(新任)
大学院問題特別委員会	本陣 良平 (金沢大学長)	高橋 克明 (岡山大学長)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前任)	(新任)
第1常置委員会	奥田 昌道 (京都大学法学部教授)	高田 敏 (大阪大学法学部教授)
第2常置委員会	片山 義弘 (広島大学学校教育学部教授)	坂田 洵 (岡山大学教育学部教授)
第3常置委員会	鈴木 寛 (金沢大学法学部教授)	岩佐 幹三 (金沢大学法学部教授)
〃	中山 昭雄 (大阪大学医学部教授)	吉田 典可 (広島大学工学部教授)
第4常置委員会	西原 道雄 (神戸大学法学部教授)	下井 隆史 (神戸大学法学部教授)
第5常置委員会	野沢 洽治 (鹿児島大学水産学部教授)	稲垣 良典 (九州大学文学部教授)
〃	佐藤 毅 (一橋大学社会学部教授)	山澤 逸平 (一橋大学経済学部教授)
〃	馬場 伸也 (大阪大学法学部教授)	川島 慶雄 (大阪大学法学部教授)
第6常置委員会	塚本 哲人 (東北大学教育学部教授)	細谷 純 (東北大学教育学部教授)
教員養成制度特別委員会	石井 久 (北海道教育大学長)	谷本 一之 (北海道教育大学長)
〃	山田 舜 (福島大学長)	篠筈 憲爾 (福島大学長)
〃	丸井 文男 (愛知教育大学長)	將積 茂 (愛知教育大学長)
〃	森 圭一 (滋賀大学長)	尾上 久雄 (滋賀大学長)

(委員会)	(前任)	(新任)
大学院問題特別委員会	喜多 勲 (東京農工大学長)	阪上 信次 (東京農工大学長)
〃	横山 亨 (横浜国立大学長)	浅田 泰次 (愛媛大学長)
〃	本陣 良平 (金沢大学長)	土山 秀夫 (長崎大学長)

○ 専門委員の委嘱

(委員会等)

第 5 常置委員会	栗岡 勝彦 (千葉大学事務局長)
〃	平川 忠男 (名古屋工業大学事務局長)
第 6 常置委員会	青柳 徹 (東京大学事務局長)
特別会計制度協議会	
教養課程に関する 特別委員会	植村 典昭 (香川大学教育学部教授)
〃	夏目 隆 (神戸大学教養部教授)
〃	立田 清朗 (九州大学教養部教授)
大学院問題特別委員会	城倉 英人 (岡山大学事務局長)

## 国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)
  - 第2 // (学科課程, 入学試験等)
  - 第3 // (学生の厚生補導)
  - 第4 // (教職員の待遇改善)
  - 第5 // (大学間の協力)
  - 第6 // (大学財政, 学費)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

## 編集後記

- \* 秋の色も一段と深まり、各地で紅葉のたよりが聞かれる今日このごろです。恒例の秋の総会も間近に迫り、事務局一同、目下多忙な日々を送っております。
- \* 今号の巻頭「エッセイ」には、安永福岡教育大学長の「心」を置き去りの日本」を掲載することができました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- \* 向寒の折柄、各位の一層のご自愛をお祈り申し上げます。 (H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成元年11月29日 印刷  
平成元年11月31日 発行 (非売品)

# 会 報 第126号

(第39巻第4号 通巻第126号)

編集兼  
発行者

平 間 巖

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社